

ふるさと岡山“学び舎”環境整備事業（基金関係）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、岡山県立学校施設等整備基金条例（平成20年岡山県条例第15号。以下「条例」という。）による基金（条例第2条第1号に規定する寄附金を積み立てたものに限る。）を活用した事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（寄附金の取扱い）

第2条 条例の目的に賛同した個人、団体、企業等からの寄附金は、基金へ積み立てる。

2 寄附に当たり特定の学校を指定したもの（以下「学校指定寄附」という。）による寄附金の積立金は、当該学校の事業の財源に充てる。

3 事業は、学校の施設及び設備の整備、備品の購入等であって、教育環境の改善に資するものとする。

4 寄附に当たり特定の学校を指定しないもの（以下「学校指定外寄附」という。）による寄附金の積立金の使途は、財務課長が決定する。

（活用プランの策定）

第3条 校長は、事業を行おうとするときは、当該事業の概要、寄附金の目標額、事業の実施予定時期その他必要な事項を記載した活用プラン（様式第1号。以下「活用プラン」という。）を策定し、財務課長に提出する。

2 財務課長は、提出された活用プランの内容を確認し、必要に応じて助言を行う。

3 校長は、前項の助言を踏まえて活用プランを決定し、ホームページへの掲載等により公表する。

（活用プランの変更）

第4条 校長は、学校指定寄附による寄附金の累計額その他の状況を踏まえ、活用プランの全部又は一部の変更を行うことができる。

2 校長は、活用プランで定めた実施予定時期を経過したにもかかわらず、学校指定寄附による寄附金の累計額が不足する等の理由により事業を行うことができないときは、活用プランの全部又は一部の変更を行わなければならない。

3 校長は、前2項の規定による変更を行うときは、財務課長に対し、当該変更を行う理由を示した上で、変更後の活用プランを提出する。

4 財務課長は、提出された変更後の活用プランの内容を確認し、必要に応じて助言を行う。

5 校長は、前項の助言を踏まえて変更後の活用プランを決定し、ホームページへの掲載等により公表するとともに、変更前の活用プランにより学校指定寄附を行った寄附者に対し、変更理由を説明する等の適切な対応を行う。

（寄附の呼びかけ）

第5条 校長は、同窓会、PTAその他関係者に対し、活用プランを周知するとともに、寄附の呼びかけを行う。

(寄附状況の通知)

第6条 財務課長は、一定の期間ごとに学校指定寄附の寄附者、金額等の寄附の状況を取りまとめ、指定された学校に通知する。

2 校長は、前項の通知を受けた際に活用プランを策定していないときは、活用プランを策定するよう努めるものとする。

(寄附のお礼等)

第7条 校長は、前条第1項の通知があったときは、学校指定寄附の寄附者に対し礼状を送付する。

2 学校指定外寄附の寄附者に対しては、財務課長が礼状を送付する。

3 校長は、学校指定寄附の寄附者が希望するときは、寄附者名その他関係事項について、ホームページへの掲載等により公表する。

4 財務課長は、学校指定外寄附の寄附者が希望するときは、寄附者名その他関係事項について、ホームページへの掲載等により公表する。

(交付可能額の通知)

第8条 財務課長は、活用プランの実施予定時期までに寄附金の累計額が目標額に達した学校があったときは、事業の財源として交付できる最大の額（以下「交付可能額」という。）について、学校に通知する。ただし、寄附金の累計額が目標額に達していない場合でも、校長から寄附金の累計額について交付要望があったときは、交付可能額を当該学校に通知できる。

2 財務課長は、毎年、前年度末における学校指定寄附による寄附金の累計額を元に、交付可能額を各学校に通知する。

(事業実施の検討)

第9条 校長は、交付可能額の通知を受けたときは、活用プランの事業の実施の可否を検討し、当該事業を実施しようとするときは、事業費交付申請書（様式第2号）を財務課長に提出する。

(学校裁量予算の活用)

第10条 校長は、寄附金の累計額が目標額の一定割合に達しているときは、財務課と協議の上、学校の管理運営に支障をきたさない範囲で、学校裁量予算を活用できる。

(事業費の交付決定)

第11条 財務課長は、第9条の規定による申請を受けたときは、必要に応じて関係課と調整を行った上で、当該申請の内容を審査し、適正であると認めたときは、事業費の交付を決定し、事業費交付決定通知書（様式第3号）により当該学校に通知するとともに、必要な予算を令達する。

(事業の実施及び報告)

第12条 校長は、令達された予算の範囲内で事業を実施し、事業が完了したときは、実績報告書（様式第4号）を財務課長に提出するとともに、学校指定寄附の寄附者に対し使途を報告する。

2 財務課長は、前項の規定により提出された実績報告書の内容を確認し、交付決定額と精算額に差額が生じているときは、当該差額について令達の引き上げを行う。

- 3 財務課長は、学校指定外寄附による寄附金の積立金を活用した事業を実施したときは、ホームページへの掲載等によりその使途を公表する。

(感謝状の授与)

第13条 教育長は百万円以上の寄附を行った者に対し、教育長感謝状を贈呈することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年11月1日から施行する。